

障害者雇用相談援助事業の利用に当たり留意頂きたい事項について

- 障害者雇用相談援助事業（以下「相談援助事業」といいます。）は、雇入れ状況など障害者雇用に関与する企業等の皆様に、都道府県労働局等と一体的に、相談援助事業を行う認定事業者（以下「認定事業者」といいます）が雇入れを前提とした支援を行うものであり、相談援助事業を利用された企業（以下「利用企業主」といいます）には、支援終了後等に、速やかに求人の申込み等をしていただくことを想定しています。また、障害者雇用相談援助助成金が認定事業者に対し支給されるため、原則、無料で相談援助に関する支援を受けて頂くことを想定しています。
- ただし、認定事業者が、無料で相談援助に加え、追加的な相談援助に関する支援を行っている場合は、有料でその支援を利用することもできます。追加的な支援の利用を検討する場合は、認定事業者にご相談ください。

なお、仮に、追加的な相談援助に関する支援を利用しないこと等を理由に、無料で相談援助を受けられない場合は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」といいます。）に相談してください。

また、相談援助事業を利用するに当たり、認定事業主は利用事業主や本事業により雇入れ等された障害者に対し、金銭等を授与することはできませんので、ご注意ください。このほか、認定事業主が、利用事業主に対して特定の障害者を一定期間雇用するよう依頼することや、事業を利用するように執拗に勧誘するなどの行為も認められておりません。認定事業主からこのような働きかけがなされた場合、機構に相談してください。
- また、認定事業者は、利用事業主の皆様にヒアリングを行った上で相談援助事業計画書（以下「計画書」といいます。）を作成し、作成した計画書案について、事業主の皆様に説明し了承を得ることとされています。このため、事業主の皆様におかれては、障害者雇用に関する課題を説明いただき、その内容が計画書案に適切に反映されているか確認頂くようお願いいたします。
- 当該計画書案について機構による確認を経た後、認定事業者と契約を結んでいただいた上で、事業が実施されることとなりますが、相談援助事業者からの相談がなく、当初予定していた支援内容と異なる契約の締結を求められた又は契約内容と異なる支援が行われた場合や、契約を結ぶ前に事業が開始された場合等は、速やかに機構に情報提供してください。

なお、相談援助事業を利用するに当たり、個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等の関係法令や厚生労働省で定める「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」に基づき対応するようにしてください。

また、契約を締結する際に、認定事業者から、新たに雇用した障害者の方の雇入通知書のほか、出勤簿や賃金台帳等の在籍を確認するための書類の提出を求められる場合があるため、契約等を結ぶに当たっては、こうした事項についても明確になっていることを確認し、同意した上で契約を締結してください。

○ 相談援助事業を行うにあたり、訪問での支援とオンラインでの支援を組み合わせ実施することも可能としていますが、訪問による支援は必ず受けていただくことが必要となりますので、ご注意ください。

○ なお、相談援助事業の利用後に、アンケートへの回答や、相談援助事業を実際に受けた証明等をお願いすることになりますので、ご協力をお願いします。当該アンケートの結果については、個人情報に留意した上で、公表される予定ですのでご承知おきください。

また、機構は、障害者雇用促進法等の規定により、障害者雇用納付金関係の事務を行っており、本助成金業務の効果的な実施のため、機構及び都道府県労働局等で、本助成金の事務の実施に当たり把握した情報については、必要に応じ共有を行うこととしておりますので、あらかじめご了承ください。